

## ○審議会等の会議の公開に関する指針

平成 18 年 12 月 6 日  
告示第 338 号

### (目的)

第 1 条 この指針は、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この指針において「審議会等」とは、市民、学識経験者等を構成員として、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、市の事務事業について審議、審査、諮問、調査等を行うために設置された審議会、審査会、協議会、委員会等をいう。

### (会議の公開)

第 3 条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において笠間市情報公開条例（平成 18 年笠間市条例第 246 号）第 8 条第 1 号から第 6 号までの規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

### (公開又は非公開の決定)

第 4 条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。ただし、この告示が施行された後に行われる審議会等の最初の会議については、当該審議会等を設置する執行機関が会議の公開、非公開を決定するものとする。

2 前項の規定により、会議を非公開とする場合は、総務部総務課との協議を経るものとする。

### (会議開催の事前公表)

第 5 条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催するときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、当該会議を開催する日の 1 週間前までに、会議開催のお知らせを本市のホームページ又は広報かさまお知らせ版等に掲載することにより行うものとする。

### (公開の方法)

第 6 条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、傍聴者に対し会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）の配布又は閲覧に努めるものとする。

### (会議録の作成)

第 7 条 審議会等は、当該会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

### (会議録及び会議資料の公開)

第 8 条 審議会等が公開した会議の会議録及び会議資料は、一般の閲覧に供するものとする。

### 附 則

この告示は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

## 南小・南中学校に係るこれまでの経緯について

## 1. 南小・南中学校の現状・課題・今後の方向性

## 【現状と課題】

南小・南中学校において、平成16年より少人数の特徴を生かした小中連携教育が進められており、中学進学への不安解消、小中教職員の相互理解など一定の成果を得てきた。その成果をもとに、さらなる魅力ある学校づくりを目指し、平成27年に埼玉県入間市に教育委員会でやつくば市の先進的な学校へ教職員で視察に行くなど、今日まで小中一貫教育の研究を行っている。

しかし、入学する児童生徒数は年々減少傾向にあり、市内で学校統合を検討した当時（平成21～25年）は、経過観察校として統合にはいたらなかったものの、今年度、南小学校から南中学校への進学数がより減少し、南中学校の小規模化が進んでいる。

## 【南中学校小規模化が進んだと考えられる要因】

- ・少子化による子どもの数の減少
- ・小学校区と中学校区が同一でないため、南小学校の卒業生の一部が笠間中学校に進学している
- ・他の中学校へ行きたい理由があり、他校へ進学している  
（自分の希望する部活動がないこと、通学距離の関係、兄弟がすでに進学しているなど）

## ○南小学校児童数・南中学校生徒数の推移

## 南小学校

年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H26.3	児童数	21	30	18	26	37	36	168
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
H27.3	児童数	34	21	31	18	25	37	166
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
H28.3	児童数	15	34	22	28	16	25	140
	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)

## 南中学校

年度	区分	1年	2年	3年	計
H26.4	生徒数	20	16	32	68
	学級数	(1)	(1)	(1)	(3)
H27.4	生徒数	27	20	16	63
	学級数	(1)	(1)	(1)	(3)
H28.4	生徒数	8	27	20	55
	学級数	(1)	(1)	(1)	(3)

## ○平成28年3月の南小学校卒業生の進路

1. 卒業生の人数 25人

2. 就学した学校及び人数

南中 8人 笠間中 10人 友部中 4人 私立中 3人

3. 指定校変更内訳

H27年度 南小学校卒業生 25人	学区で定められた学校・人数	就学した学校・人数	指定校変更の理由
	南中 16人		南中 6人
笠間中 3人			兄弟姉妹1・部活動2（テニス1・陸上1）
友部中 4人			通学距離1・部活動3（テニス2・陸上1）
私立中 3人			
南中 2人			通学距離2
笠間中 9人		南中 2人	通学距離2
		笠間中 7人	

## 【今後の方向性】

上記の課題を解消し、小中連携の取組みの成果をさらに高め、より魅力ある学校にするため、笠間市内の先進的な取組みとして、南小・南中学校に義務教育学校の制度を導入する。

- ・義務教育学校を設立し、小規模特認校※に指定
- ・通学区域（学区）の見直しを検討

※【小規模特認校とは】通学区域の制限を外し、学区外の地域からでも入学できる学校。学区外からの入学者により、児童

生徒数の増加が見込まれる。

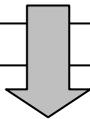
## 2. 義務教育学校とは

平成 27 年 6 月の学校教育法改正により、小中連携教育をさらに発展させて、小学校入学から中学校卒業までの 9 年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が制度化された。

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

### 【概要】

- ◎ 9 年間の一貫教育（小学校入学～中学校卒業まで）
- ◎ 学年の区切りを自由に設定できる
- ◎ 教科担任制や特例教科授業などを設定できる



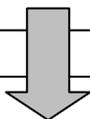
### 【笠間市では】

- ・ 学年の区切りを 5 年（小 1～小 5）、4 年（小 6～中 3）の 5-4 制を導入する。
- ・ 小 6 から中学校の校舎で学習・生活をする。
- ・ 小 4 から一部教科担任制※（音楽・図工等）を導入する。
- ・ 小 6 から完全教科担任制（国語、数学、理科、社会、英語等）を導入する。
- ・ 特例教科として小 1 から英語や郷土学習の授業を行う。
- ・ 複数の教員によるきめ細やかな授業を行う。（ティーム・ティーチング授業）

#### ※【教科担任制とは】

1 人の教員が専門とする教科を担当する方式。（中学校と同様の授業形態）

教科担任制の例：小学 6 年生より、算数は数学担当の教員、国語は国語担当の教員が授業を行う。



### 【効果】

- ・ 9 年間を通した教育目標のもと、心身の発達に応じた指導をすることができる。
- ・ 中 1 ギャップ※の解消など、小学校と中学校との接続がスムーズになる。
- ・ 教科の内容をより深く学ぶことができ、学習内容について理解を深めることができる。
- ・ 特例教科により、英語の早期教育や、郷土を学ぶなど特色ある教育を行うことができる。
- ・ 授業を複数の教員で行うことで、個に応じた指導をすることができる。

#### ※【中 1 ギャップとは】

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじめず、いじめや不登校の増加などの問題が生じる現象のこと。学習内容や人間関係の変化、心身の発達など様々な原因が作用し合っていると考えられている。

### 【現行制度と義務教育学校の比較】

	現行制度下の小学校	現行制度下の中学校	義務教育学校
修業年限	6 年	3 年	9 年
教育課程	小学校の教育課程	中学校の教育課程	9 年間の統一性をもった教育課程
組 織	校長、教職員組織	校長、教職員組織	1 人の校長、1 つの教職員組織
免 許	小学校の免許状	中学校の免許状	原則小・中学校両方の免許状

～義務教育学校～学力向上と豊かな人間性を育むことができる～

### 3. 南小・南中学校の今後のあり方について検討状況

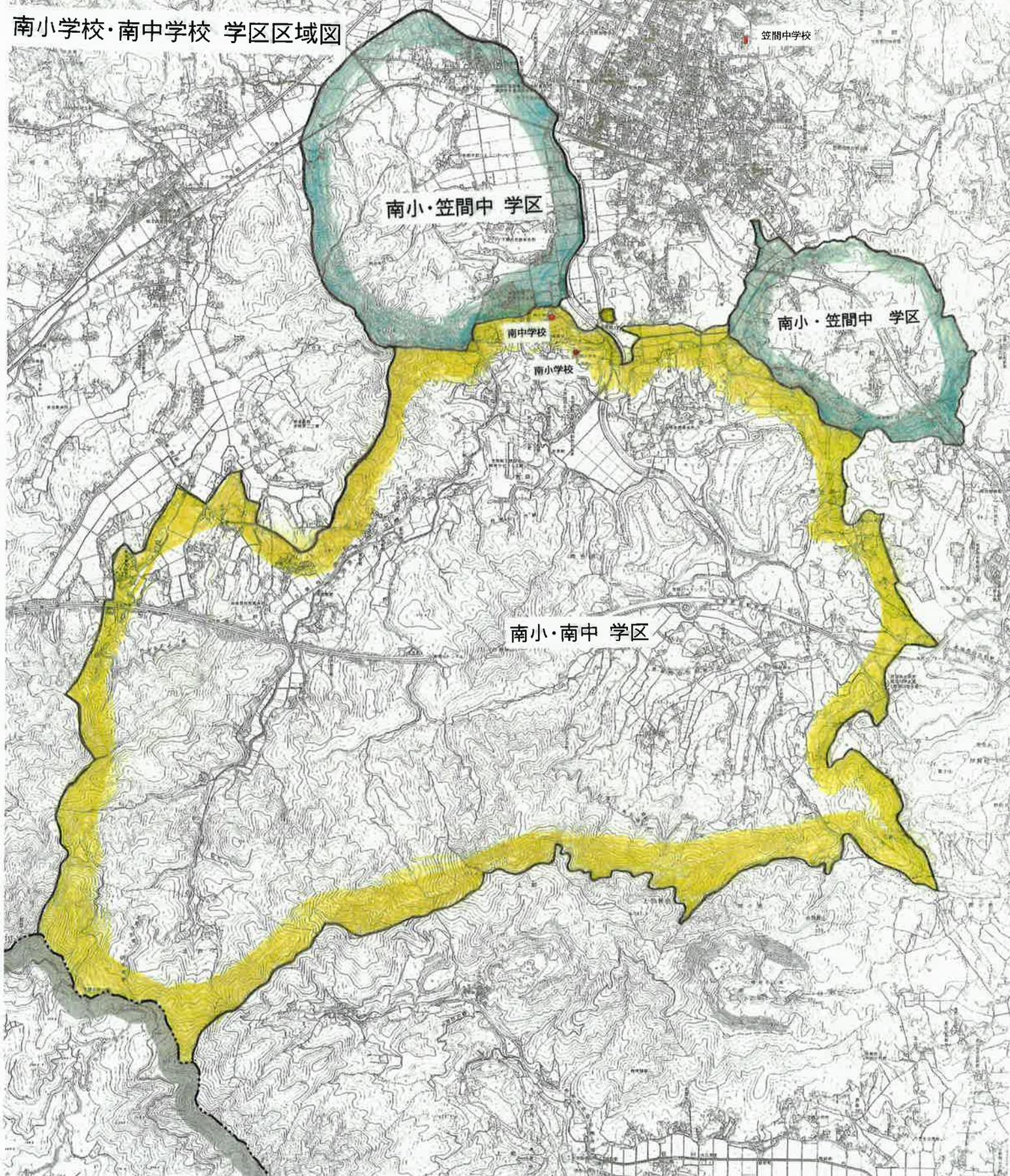
南小・南中学校において、児童生徒数の減少により小規模化している学校の課題を解消し、より魅力ある学校にするため、教育委員会では下記の通り笠間市立南小・南中学校の今後の特色ある学校づくり検討会及びアンケートを実施し、「義務教育学校」設立の方向性を検討した。

5月 10日	地元区長・PTA 代表者検討会
5月 29日	議会全員協議会
6月 23日	南小・南中保護者検討会（保護者アンケート 6/24～7/5 実施）
7月 21日	地域住民検討会（上加賀田公民館）
7月 25日	“（本戸公民館）
7月 26日	“（南山内公民館）
7月 28日	“（来栖公民館 ※各地区来場者アンケート実施）
9月 15日	地元区長・PTA 代表・子ども会代表者検討会
9月 29日	“
10月 6日	南小・南中保護者検討会（保護者アンケート ※記名式 10/7～12 実施）
10月 17日	地元区長・PTA 代表・子ども会代表者検討会
10月 19日	教育委員会
10月 20日	南小・南中保護者検討会（結果報告）
11月 8日	地元区長・PTA 代表・子ども会代表者会議

#### 《検討結果の最終決定事項》

南小・南中学校は、平成 29 年 4 月から「義務教育学校」として開校し、さらに小規模特認校として他の学区からも入学ができるようにする。また、学区については、見直す方向で検討し、今後、学区審議会に諮問する。

南小学校・南中学校 学区区域図



## 報告事項

## 小規模特認校の実施について

## 小規模特認校とは

特定の学校を「特認校」と指定し、少人数での教育のよさを生かし、きめ細やかな指導や特色ある教育を行います。このような環境での教育を保護者や児童生徒が希望する場合に、従来の通学制度は残したままで、学区に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度。

## 就学の条件

- (1) 児童生徒が笠間市内に居住していること。
- (2) みなみ学園義務教育学校の教育活動及びPTA活動に賛同し、協力すること。
- (3) 原則として、通学は保護者の送迎で行うこと。ただし、公共交通機関（JR・笠間駅からの路線バス）の利用も可とする。
- (4) みなみ学園義務教育学校卒業までの間、在籍すること。

## 募集人数

各学年（1年生から9年生まで）ともに既に在籍している児童生徒を含めて35名以内

**【「南小・南中学校の今後の特色ある学校づくり検討会」結果  
及び笠間市教育委員会における決定について】**

これまで小規模特認校の実施について、「南小・南中学校の今後の特色ある学校づくり検討会」における協議を行い、また、保護者・地域住民によるアンケートを行った結果、南小・南中学校は平成29年4月より「小規模特認校として他の学区からも入学ができるようにする」ことが望ましいと笠間市教育委員会において決定した。

平成29年4月開校！！

# 笠間市立みなみ学園義務教育学校

～南小・南中学校の「少人数教育」と「義務教育学校」の強みを生かした学校～

**笠間市立南小・南中学校は  
小中一貫の新たな学校になります！！**

## 《この学校の特徴》

- ・新しく平成28年4月から施行された「義務教育学校」の制度の下  
「特色ある教育」を小中9年間の一貫教育の中で学ぶことができます。
- ・「小規模特認校」で学区に関係なく笠間市内どこからでも通えます。(詳しくは裏面参照)

## 学校教育目標

**9年一貫教育を通して、ひとりひとりの持ち前を伸ばし、心豊かで活力に満ちたたくましい児童生徒を育成**

- ・教科担任制で学力がUP! ～より専門的に分かりやすく学べる～
- ・早期学習と授業増で英語力がUP! ～会話力の向上～
- ・TT 授業で理解力がUP! ～手厚い指導でつまづきを少なく～
- ・志望校に合格する! ～確実な学力向上を目指す～
- ・郷土を学ぶ～笠間がもっと好きになる!～

## 施設分離型 5-4制

5年生までは〇〇校舎で生活します。6年生からは〇〇校舎で生活します。

## よく考え、進んで学ぶ児童生徒を育てます

6年生からは各教科で教科担任制による学習を行います



- ・アクティブラーニングの実践
- ・9年間の英語学習の充実
- ・ユニバーサルデザインを意識した学習指導
- ・ICTの効果的な活用による指導過程の工夫

## 豊かな心と夢を持ち続ける児童生徒を育てます



- ・元気なあいさつプラスの実践
- ・1～9年生の児童生徒による異学年交流の実践
- ・読み聞かせボランティアとの連携

## 心身たくましく、郷土を愛する児童生徒を育てます

6年生から部活動に参加できます



- ・早寝・早起き・朝ごはんの励行
- ・合同運動会の充実
- ・合同秋祭りの充実
- ・郷土学習の充実

[部活動] 卓球部、バスケットボール部、サッカー部、音楽部、総合運動部  
※ 平成29年度 ゴルフ部の新設を予定しています。

# 小規模校特認校

笠間市立みなみ学園義務教育学校には、市内全域から通うことができます。

## 小規模校特認校とは

特定の学校を「特認校」と指定し少人数での教育のよさを生かし、きめ細やかな指導や特色ある教育を行います。

このような環境での教育を保護者や児童生徒が希望する場合に、従来の通学制度は残したままで、学区に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度です。

## 就学の条件

- (1) 児童生徒が笠間市内に居住していること
- (2) みなみ学園義務教育学校の教育活動及び PTA 活動に賛同し、協力すること。
- (3) 原則として、通学は保護者の送迎で行うこと。ただし、公共交通機関（JR、笠間駅からの路線バス）の利用も可とする。
- (4) みなみ学園義務教育学校卒業までの間、在籍すること。



## 募集人数

各学年（1年生から9年生まで）とも既に在籍している児童生徒を含めて35名以内

## 学校説明会

新入学児童生徒保護者説明会を、次の通り開催いたします。参加いただく場合は、南小学校・南中学校までご連絡ください。

南小学校 2月3日（金）

南中学校 1月20日（金）

## 申請受付期間等

平成29年1月4日（水）から〇月〇日（〇）までに市教育委員会学務課へ申請してください。  
募集人数に満たない場合は、申込期間後も随時受け付けます。

## 問い合わせ先

- 小規模校特認校への入学、転学の手続きについては  
笠間市教育委員会学務課学務グループ  
住所 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号  
Tel 0296-77-1101  
ホームページ：<http://www.ed.city.kasama.ibaraki.jp/kyoiku/>

- みなみ学園義務教育学校のカリキュラムについては  
笠間市立みなみ学園義務教育学校  
(現)南小学校(1~5年生)  
住所 笠間市南吉原 1188  
電話 0296-77-1383  
ホームページ：<http://www.ed.city.kasama.ibaraki.jp/el-minami/>  
(現)南中学校(6~9年生)  
住所 笠間市北吉原 15  
電話 0296-77-1385  
ホームページ：<http://www.ed.city.kasama.ibaraki.jp/jh-minami/>



## 審議事項

## 笠間市立南小・南中学校の学区について

## 【現在の学区の状況】

現在、南小・南中学校の学区は、「南小・南中学区」と「南小・笠間中学区」の一つの小中学校区に対し2つの中学校区がある。（別紙地図参照）

## 【「南小・南中学校の今後の特色ある学校づくり検討会」結果について】

義務教育学校となった場合、小中9年間の一貫教育となるため、今後の学区についてどのようにしていくべきか「南小・南中学校の今後の特色ある学校づくり検討会」で検討を重ねた結果、「学区については、見直す方向で検討し、今後、学区審議会に諮問する」こととなった。

## 【南小・南中学校の今後の学区についての意見】

南小・南中学校の今後の学区について	
1	南小・笠間中学区を南小・南中学区に統一
2	調整区域制（来栖, 手越の笠間中学区は南中・笠間中のどちらかを選択する）
3	笠間駅南側の下市毛南部を笠間小・笠間中学区から南小・南中学区に変更
4	変更しない（現在の南小・南中学区のまま）

## ○笠間市立小中学校学区に関する規則

平成18年3月19日  
教育委員会規則第14号  
改正 平成18年9月12日教委規則第49号  
平成22年3月24日教委規則第1号  
平成24年8月28日教委規則第2号  
平成26年8月26日教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項の規定に基づき、笠間市立小中学校（以下「学校」という。）に就学する児童及び生徒の学区に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学区」とは、同一学校に就学すべき児童又は生徒の居住する地域をいう。

(区分)

第3条 学校の学区は、別表のとおりとする。

(転校)

第4条 児童及び生徒は、当該保護者が生活の本拠を変更した場合は、転居地の学校に転校するものとする。

(特例)

第5条 笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、令第8条の規定により相当の理由があると認めるときは、保護者の申立てにより、指定した小学校又は中学校を変更することができる。

(学区の変更)

第6条 学区を変更する必要がある場合は、教育委員会の議決により行う。

(その他)

第7条 この規則に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(平22教委規則1・平24教委規則2・平26教委規則10・一部改正)

小学校の通学区域

校名等	通学区域（行政区名等）
笠間小学校	笠間，石井，赤坂，下市毛（市営下市毛住宅団地を除く。），日草場，大橋，池野辺，福田，飯田，大郷戸，箱田大郷戸，箱田大郷戸片庭，片庭，箱田，寺崎，日沢，石寺，金井，大淵，来栖のうち14区及び貯水場付近（見田々橋より稲田川左岸及び潤沼川左岸，字見田々，上坪，中坪）
南小学校	南吉原，北吉原，手越，本戸（稲田小学区を除く。），上加賀田，来栖（笠間小学区を除く。），下市毛の一部（市営下市毛住宅団地）
稲田小学校	稲田，飯合，福原，本戸のうち田利・徳島・荒牧・鍛冶屋・金谷・登道
穴戸小学校	上町，中町，下町，橋爪1区，橋爪2区，矢野下上郷，大古山，南小泉1，南小泉2，南小泉3，下加賀田，旧陣屋1区，旧陣屋2区，旧陣屋3区，小人町，八反山，星山，大田町1，大田町2，松山団地1，松山団地2，松山団地3，松山南団地，県営松山アパート，八幡下，ベリオ・コリナ会区
友部小学校	東町1，東町2，東町3，東町4，仲町，南町，西町1，西町2，桜町，四ツ葉荘，大沢中1，大沢中2，幸町，大沢中3，友部栄町，緑町1，緑町2，緑町3，美原団地，青葉町，柿橋西区，柿橋中区，柿橋北区，柿橋南区，柿橋東区，柿橋団地，東ヶ丘区，西飯田，富士町，内郷，西内郷，飯田1区，飯田2区，飯田3区，当の越1，当の越2，鴻巣2

校名等	通学区域（行政区名等）
北川根小学校	石沢，田向，湯崎，住吉新宿，住吉本宿，随分附本郷，随分附新田，柏井，柏井団地，旭丘，仁古田東部，仁古田西部，下長兎路，岱長兎路，長兎路3，東原，西原，睦団地，旭丘団地，住吉団地，みどり野団地，旭団地，西協の一部，長野，RG風の社，グリーンウッド，白百合区
大原小学校	下市原，中市原，上市原1，上市原2，滝川1，滝川2，香取，久保下寺，新宿，館古宿，本内，原坪，筒塙，小原団地
友部第二小学校	矢野下藤株，矢野下下郷，大沢上1，大沢上2，大沢上3，大沢下1，大沢下2，八幡台第1区，八幡台第2区，原団地，清住町，若狭山団地，旭台，旭台団地1，旭台団地2，旭台団地3，旭台団地4，旭平1，旭平2，旭平団地，サンステージ区，緑ヶ丘団地，旭崎1，旭崎2，西協の一部
岩間第一小学校	日吉町西，日吉町，ヘルシータウン，日吉町東，旭町東，旭町西，岩間上町，岩間中町，岩間栄町，大綱，参り坂，愛宕団地，吉岡3，白旗ニュータウン，新渡戸，室野，横関，岩間古山，滝尻1，滝尻2，堂山，茅生，東組，花園，大久保，長沢，仲通，日向，日向内，駒場，大篠，大古沢，北根中，北根西，光西寺泉ミサワホーム，五霊，山根南，山根北，白旗ヒルズ
岩間第二小学校	土師，上押辺，下押辺，吉沼，上安居，下安居，安居東部，俎倉，東大牧場，櫛山東部
岩間第三小学校	南春日町，春日1，春日町，岩間東町1，吉岡1，吉岡2，寿，吉岡住宅，第二東宝ランド，北根東1，北根東2，中村，平，市野谷上，市野谷中，市野谷下，小島，福島，谷原，櫛山西部，第一東宝ランド，雇用促進住宅
調整区域	原店1，原店2，宿1，宿2，久保，古山，宮前1，宮前2，鴻巣1，こうのす団地，県営友部アパート

中学校の通学区域

校名等	通学区域（行政区名等）
笠間中学校	笠間，石井，赤坂，下市毛（市営下市毛住宅団地を除く。），日草場，大橋，池野辺，福田，飯田，大郷戸，箱田大郷戸，箱田大郷戸片庭，片庭，箱田，寺崎，日沢，石寺，金井，大淵，来栖（ザク沢を除く。）
南中学校	南吉原，北吉原，来栖の一部（ザク沢），上加賀田，本戸（稲田中学区を除く。），下市毛の一部（市営下市毛住宅団地）
稲田中学校	稲田，福原，飯合，本戸のうち荒牧・田利・徳島・鍛冶屋・金谷・登道
友部中学校	宍戸小学校の通学区域の全部，友部小学校の通学区域の一部（東町1，東町2，東町3，東町4，仲町，南町，西町1，西町2，桜町，四ツ葉荘，大沢中1，大沢中2，幸町，友部栄町，緑町1，緑町2，緑町3，美原団地，青葉町，当越1，当越2，鴻巣2），大原小学校の通学区域の全部，友部第二小学校の通学区域の一部（矢野下藤株，矢野下下郷，大沢上1，大沢上2，大沢上3，八幡台第1区，八幡台第2区，原団地，清住町，若狭山団地，原店1，原店2，宿1，宿2，久保，古山，宮前1，宮前2，鴻巣1，こうのす団地，県営友部アパート，ベリオ・コリナ会区
友部第二中学校	友部小学校の通学区域の一部（柿橋西区，柿橋中区，柿橋北区，柿橋南区，柿橋東区，柿橋団地，東ヶ丘区，西飯田，富士町，内郷，西内郷，飯田1区，飯田2区，飯田3区，大沢中3区）北川根小学校の通学区域の全部，友部第二小学校の通学区域の一部（大沢下1，大沢下2，旭台，旭台団地1，旭台団地2，旭台団地3，旭台団地4，旭平1，旭平2，旭平団地，サンステージ区，緑ヶ丘団地，旭崎1，旭崎2）
岩間中学校	岩間第一小学校の通学区域の全部，岩間第二小学校の通学区域の全部，岩間第三小学校の通学区域の全部

備考

この表において，調整区域の項における原店1，原店2，宿1，宿2，久保，古山，宮前1，宮前2，鴻巣1，こうのす団地，県営友部アパートについては，通学校は「友部小学校・大原小学校」のいずれかを選択できるものとする。

## 今後の審議会日程について

教育委員会の諮問に応じ、年度末（来年3月）を目途に進めていただくこととしていますが、非常に重要かつ慎重な審議を要する課題であることから、必要に応じ審議を継続します。

なお、本審議会の答申に基づき、南小学区各地区において、地元説明会を実施します。

## 1. 開催予定回数 4回

## 2. 審議内容

開催時期	審議内容
第1回（平成28年11月30日）	委員の委嘱，諮問書の交付
第2回（平成29年1月下旬）	南小・南中学校学区についての審議
第3回（平成29年2月下旬）	南小・南中学校学区についての審議
第4回（平成29年3月）	答申または方向性の確認
平成29年度（平成29年4月以降）	必要に応じて継続審議

## ○笠間市立小中学校学区審議会条例

平成 18 年 3 月 19 日

条例第 181 号

(設置)

第 1 条 笠間市立小中学校の学校運営の適正を図るため、笠間市立小中学校学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、笠間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、笠間市立小中学校の学区に関する事項を審議して教育委員会に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から必要に応じ委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) 市立小中学校代表
- (4) 市立小中学校 PTA 代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

2 特定の地位又はその職にあるため委員となった者は、当該地位又はその職を去ったとき委員の資格を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 必要により関係者の出席を求めることができる。

(解散)

第 7 条 審議が終了したときは、審議会を解散する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 19 日から施行する。

## 笠間市立小中学校学区審議会委員の構成

## (1) 学識経験者

氏 名	役職等
畑岡 洋二	市議会議員 教育福祉委員会委員長
大月 光司	元岩瀬日本大学高校校長
大津 廣司	区長会会長 85 区長
鶴田 浩一	区長会副会長 仲町区長
川崎 幸良	区長会副会長 旭町西区長

## (2) 市立小中学校代表

森田 正男	校長会会長 友部第二小学校校長
木村 友明	校長会副会長 友部中学校長
市毛 正明	校長会副会長 南中学校長

## (3) 市立小中学校 P T A 代表

井川 省史	笠間市 P T A 連絡協議会会長 稲田小学校 P T A 会長
鈴木 秀和	笠間市 P T A 連絡協議会副会長 南中学校 P T A 会長
岡村 雅樹	笠間市 P T A 連絡協議会副会長 岩間中学校 P T A 会長
菅野 浩一	笠間市 P T A 連絡協議会副会長 友部第二小学校 P T A 会長
根岸 忠宏	笠間小学校 P T A 会長
安見 貴志	南小学校 P T A 会長
久野 正博	笠間中学校 P T A 会長